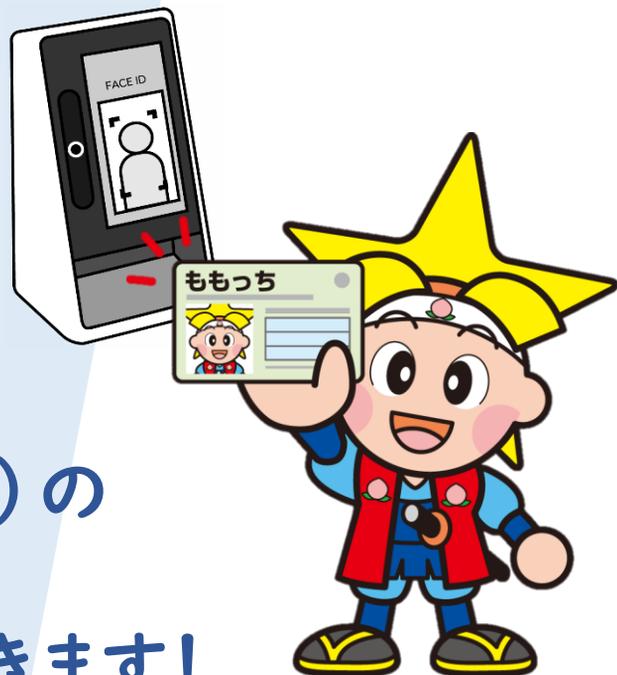


結核(通院)  
患者の皆様へ

マイナンバーカードが

結核医療費助成(通院)の

受給者証として利用できます!



岡山県マスコット「ももっち」

国(デジタル庁)では、マイナンバーカードを受給者証として利用する取組を進めており、令和8年度以降に全国展開を予定しています。

岡山県は、国の先行実施事業に結核医療費助成制度で参加しています。

(PMHは、Public Medical Hubの略で、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤です。)

01 医療機関等の窓口でマイナンバーカードを提示すると健康保険証と受給者証の確認ができます

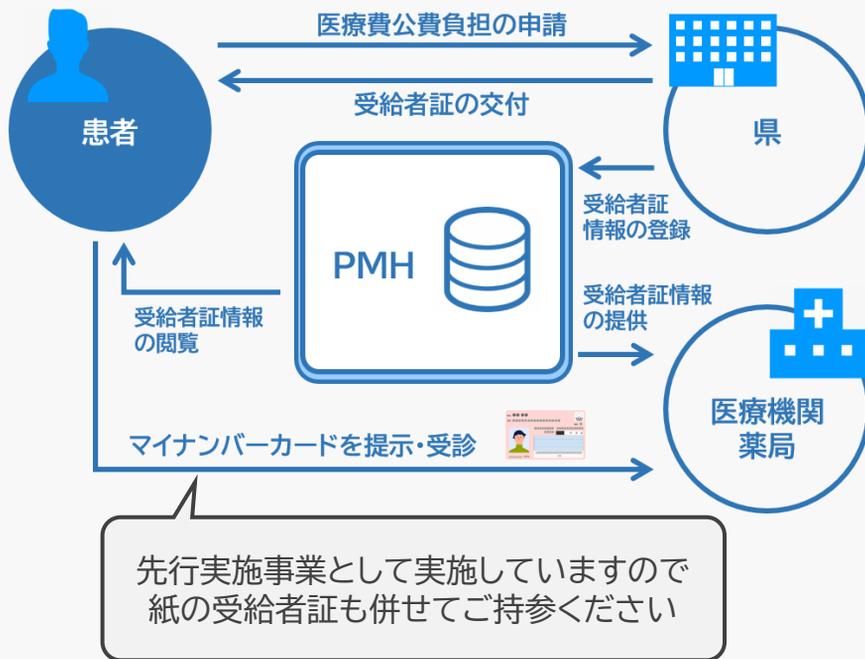
※ マイナンバーカードに健康保険証を登録(マイナ保険証)している方のみ対応しています。

02 紙の受給者証の紛失や、持参忘れを防止できます

※ 医療機関等の準備が整うまでの間は、従前どおり、紙の受給者証が必要となります。

03 診療や薬剤のデータに基づくより良い医療の提供を受けることができます

## ◆ オンライン資格確認のイメージ



## ◆ 対象者

- 岡山県に結核医療費(通院)の公費負担申請を行う方
- 岡山県の保健所長が発行する受給者証をお持ちの方

## ◆ 提出書類

- ① 公費負担申請書類
  - 感染症(結核)医療機関公費負担申請書及び診断書
  - 申請前3か月以内に撮影した胸部撮影画像及びCT画像
- ② オンライン資格確認用書類
  - 個人番号提供書
  - マイナンバーカードの写しなど個人番号が確認できる書類

※ 既に受給者証をお持ちの方は、②の書類のみとなります。

## ◆ 問合せ先

- オンライン資格確認について  
疾病感染症対策課 TEL 086-226-7331  
<https://www.pref.okayama.jp/page/960507.html>



- 申請手続きについて  
お住まいの市町村を所管する岡山県の保健所・支所

